

## 農薬登録保留基準の改正案に対するパブリックコメント結果

### 1. パブリックコメント

募集期間:平成20年7月4日から20年8月4日まで実施、意見が1通(1件)寄せられた。

### 2. パブリックコメントに提出された御意見と御意見に対する考え方

御意見の該当箇所 : 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準		
No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	MCPBエチル、クロロタロニル、アゾキシストロピン、ジメタメトリン、テフリルトリオン、トラロメトリン、ピリルキナゾン、プロメトリンについて、概ね提案通りでよいが、環境問題上、魚の孵化時期への曝露試験、ユスリカとか、スジエビなどへの影響のうち、すくなくとも1種で試験してみる必要があると感じました。	御意見のふ化仔魚、ユスリカ、ヌマエビ、ヌカエビ及び、ヨコエビを用いた急性毒性試験については、追加試験として、農薬登録申請者が任意に必要な試験を選択して実施できることとしています。 なお、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値は、魚類、甲殻類等、藻類に係る急性影響試験結果から導かれる急性毒性値を、種類差を考慮して設定する不確実係数で除した値の中で、最も低い値を用いて定めることとしており、こちらから追加試験を要求するものではありません。